

前回検討会での主な御意見

(総論)

- MCDBは情報を収集することが目的ではなく、収集した情報を厚生労働省が分析し、医療の現状を国民に分かりやすく情報提供することが目的。まずは厚生労働省がしっかりと分析し、その情報を公開することが大事。そうすれば第三者提供への需要も減るのではないか。
- MCDBが国民の共有財産であり広く利用できるよということとは理解できるが、個別の経営情報や個人情報が含まれることは認識すべき。

(公表方法)

- 特定の意図や目的の下で、都合の良いデータが出るよう、意図的にデータを取捨選択・加工するような恣意的な利用を抑止するような文言をガイドラインにしっかり記載して欲しい。

(再識別の防止)

- 再識別されない方法の検討が不十分なのでしっかり検討して欲しい。
- 再識別されないための対策が足りていない。しっかり検討したうえで進めて欲しい。
- 再識別のリスク判定を研究者任せにしないように。
- 例えば、オーダーメイド集計でも、集計数が少なければ容易に推測できてしまうので、データが何件未満の場合は集計結果を表示しないなどのルールが必要ではないか。

(提供する情報の内容)

- 医療法人情報の提供は、オーダーメイド集計では対応できない場合のみ認められるのではないか。
- 医療法人情報の提供は、当該研究に必要最小限の項目であること、かつオーダーメイド集計で対応できないと認められることを要件とするべき。
- オーダーメイド集計と医療法人情報の提供、どのような情報が提供されるのかももう少し共有してもよいのでは。
- オーダーメイド集計では社会保障審議会や第三者機関のスクリーニングが制度上ないため、提供時の組織内の決裁や方法や、人事異動等でイレギュラーなことが起こらないようデータ加工方法の適切なインストラクションを設定しておく必要がある。

（他の調査等との連携）

- 病床機能報告・外来機能報告との連携以外は想定していない。他の調査と連携すればするほど、個人を特定できるものになってしまうので、何とでも連携するのは困る。
- 病床機能報告・外来機能報告以外で、医療施設調査等の他の調査とも連携することが想定されていると理解。他の調査と連携できるから経営情報の収集データを少なくした経緯がある。また、他の医療施設調査等とは、厚生労働省内でも連携して分析することが重要。

（社会保障審議会での審査）

- 審議会の開催頻度が低いと、科研での利用に間に合わないなどの不具合が出るので困る。最低でも月に1回くらいの頻度で開催して欲しい。
- 審査結果は他の部会等にも報告し、医療関係者に情報共有できるようにして欲しい。
- 審査のサポートとして、申請書を充実させ具体的な研究内容を記載させることで判断しやすくなるのではないか。

（安全管理措置及びオンサイトセンターの利用）

- オンサイトセンターが原則なのはおかしい。安全管理の基準を満たすのが原則で満たせない人がオンサイトセンターを利用するのではないか。統計法のように全国にあれば別だが、WAM1か所だけというのは非常に不便。国民の税金を使って構築しているデータベースなので、ちゃんと利用できるようにして欲しい。
- 大学であればしっかり情報管理がされているということでもない。フリーパスで教授室に行くことができ、そこにあらゆるデータがそのまま置かれていたりするので、情報管理についてしっかりと対応して欲しい。
- 利用者に対して、実際に安全管理措置をやっているかという確認作業をどのようにするのかも、ほかの法令などの制度と比較して検討すべき。
- オンサイトセンターで持ち出せる内容はどのようなものか、利用期間の設定方法、外部委託の可否なども慎重に検討する必要がある。

（その他）

- 適切な苦情相談窓口の設置も必要。
- 不適正利用をどう把握するのか検討する必要がある。